

市・県民税の申告 2月17日(月)～3月17日(月)

左記のチェック表で「申告が必要」に該当した方は、申告をしてください。

市民税課 ☎224・5640

市・県民税の申告チェック表

はい ↓ いいえ ↓

平成26年1月1日の時点で川越市に住んでいましたか？
*市・県民税の賦課基準日は、毎年1月1日となっています。

平成26年1月1日の時点で、川越市内に事務所・事業所・自己または家族のための家屋を所有していますか？

市・県民税の申告は不要です
市・県民税の申告が必要ですが、課税されません。申告書の書き方が異なりますので、市民税課にお尋ねください。

平成25年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？

申告の義務はありません
*非課税証明書が必要な方と後期高齢者医療制度・国民健康保険の加入者、児童扶養手当の受給者などは申告が必要です。申告書裏面(昨年中収入のなかった人の記入欄)を記入し、郵送してください。

市・県民税の申告が必要で申告に必要な物
①平成26年度市・県民税申告書
②印鑑(認め印可)
③収入が分かる書類(平成25年分の給与所得や公的年金等の源泉徴収票など)
④昨年支払った健康保険・介護保険の領収書、国民年金保険料・生命保険・地震保険の支払(控除)証明書、その他控除に必要な書類(障害者手帳など)
⑤営業所得・不動産所得などがある方は、収入・経費が分かる帳簿など

所得税の納付・還付(医療費控除・住宅借入金等特別控除など)を受けるため、税務署に平成25年分所得税の確定申告をしますか？

収入は給与ですか？
給与以外の収入がありますか？

勤務先(支払い先)から川越市へ、給与支払報告書が提出されていますか？

市・県民税の申告は不要です
所得税の確定申告をすること、併せて市・県民税の申告が済みます。確定申告については、2月10日発行の広報川越をご確認ください。

市・県民税の申告は不要です

申告・相談の受付日程

混雑緩和のために、「市・県民税申告の手引き」にある地区ごとの指定日の申告にご協力ください。手引きは市民税課、出張所・連絡所で配布しています。なお、市ホームページからもダウンロードできます。
受付時間：午前9時～午後4時

3月		2月	
17日(月)	本庁舎7A会議室	17日(月)	南古谷公民館
12日(水)～14日(金)	やまぶき会館	18日(火)・19日(水)	高階南公民館
11日(火)	農業ふれあいセンター	20日(木)	福原公民館
7日(金)～10日(月)	やまぶき会館	21日(金)	ジョイフル
5日(水)・6日(木)	霞ヶ関公民館	24日(月)・25日(火)	大東公民館
4日(火)	霞ヶ関北公民館	26日(水)～28日(金)	メルト
3日(月)	センター		

*会場は大変混み合います。記載済みの申告書は、郵送でも受け付けます。必要書類を同封のうえ、〒350・8601川越市役所市民税課に郵送してください。郵送での申告にご協力ください。

市・県民税よくある質問1

Q 私はいくら収入のみです。市・県民税が課税されるのはいくらからですか？
また、夫が配偶者控除を受けることができる収入

A 市・県民税は、1月から12月までの年間給与収入が96万5000円を超えると、課税されます。また、妻の給与収入が103万

限度額はいくらですか？
円以下であれば、夫が配偶者控除を受けられます。給与収入が103万円を超え141万円未満の場合、配偶者特別控除の制度があります。

市・県民税よくある質問2

Q 私の収入は公的年金のみです。申告は必要ですか？
A 収入が公的年金のみであり、年間収入額が

400万円以下の場合、所得税では申告不要の制度があります。ただし、所得税の還付を受けるには確定申告が必要で、確定申告をし

ない方も「公的年金等の源泉徴収票」に記載のない各種控除を市・県民税に適用するには市・県民税申告書の提出が必要です。

所得税および復興特別所得税の還付申告

2月12日(水)～3月5日(水)

この期間は、東上パールビルに還付申告の会場を設けています。昨年中に多額の医療費を支払った方や、年末調整をしていない方などは、一定の要件に合えば還付の申告で、すでに納めた所得税が戻る場合があります。

川越税務署(申告案内窓口) ☎235-9411

申告の対象

- ① 給与所得者の医療費控除
 - ② 年金受給者で還付要件に該当する方
 - ③ 中途退職者などで年末調整をしていない方
- * 源泉徴収税額のない方は、還付する金額が生じません。
- * 土地・建物・株式などの譲渡所得の申告や住宅借入金等特別控除など①～③以外で還付を受ける方は、川越税務署(並木452-2)で受け付けます。

日曜日を除く、午前9時～11時▼午後1時～3時

- * 相談は、午前9時30分からです。
- * 混雑時は、受付時間中でも受け付けを終了する場合があります。
- * 駐車場はありません。

● その他の受付会場
受付時間：午前9時～午後4時

2月	
6日(木)	やまぶき会館
7日(金)	高階南公民館
10日(月)	メルト
12日(水)	霞ヶ関北公民館
13日(木)	霞ヶ関公民館
14日(金)	大東公民館

申告に必要な物

- ① 必ず持参する物
 - ① 平成25年分の源泉徴収票の原本(記載されている住所・氏名が異なる場合は住民票の写しが必要)
 - ② 印鑑(認め印可)
 - ③ 振込金融機関の口座番号等が分かる物(申告者名義の口座に限る)

- ④ 筆記用具
- ⑤ 計算用具

* 税務署から確定申告書またはお知らせのハガキ等が送付されている場合は、忘れずに持参してください。

(2) 医療費控除による還付を受ける方が持参する物

- ① (1)の①～⑤
- ② 支払った医療費などの領収書の原本(医療費の支払額を病院別、医療を受けた人別に集計した物)
- ③ 保険金などで補てんされた金額がある方は、その金額が分かる書類
- ④ おむつ使用証明書等の添付が必要な方は、その証明書など
- ③ 年金受給者・昨年中に退職した方が持参する物
 - ① (1)の①～⑤
 - ② 昨年支払った健康保険・介護保険の領収書、国民年金保険料・生命保険・地震保険の支払(控除)証明書、その他控除に必要な書類(障害者手帳など)

■年金説明会を開催します

年金収入のみの方を対象に、年金説明会と申告の受け付けを行います。

時間：午前10時～正午(受け付け11時前9時30分～10時)▼午後2時～4時(受け付け11時午後1時30分～2時)

2月	3日(月)	4日(火)	メルト
			高階南公民館

■無料税務相談会を開催します

税務全般・記帳と決算の指導・確定申告書類作成の指導など。税理士に依頼している方を除きます。

日時：2月1日(土)、午前10時～午後3時30分

会場：東上パールビル8階(脇田本町)

問い合わせ：関東信越税理士会川越支部 ☎246-6188

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

e-Tax をご利用ください

国

税務署以外の受付会場

● 東上パールビル地下1階(脇田本町15-13)

受付日時：2月12日(水)～3月5日(水) 土

■郵送でも受け付けています
記載済みの申告書と必要書類を同封して、〒350-8666川越税務署に郵送してください。

地区計画、ご存知ですか？

都市計画課 224・5945

住みよい環境の整備や豊かな自然の保全など、地域の特性を生かしたまちづくりのため、市内の一部の地域では地区計画が定められています。

地区計画って何？

生活に身近な地区を単位として、建物の建て方や用途などについて、地区の特性に応じたきめ細やかなルールを定めた、都市計画法に基づく制度です。決定は、住民の皆さんとの合意に基づいて行われます。現在、左表の14地区に地区計画が定められています。

地区計画を導入している地区

地区名	位置	面積(ha)
川鶴笠幡地区	川鶴2丁目、3丁目の各一部	約6.6
川越笠幡水久保地区	大字笠幡水久保地内	約7.5
霞ヶ関地区	伊勢原町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目の全部および的場新町の一部	約69.8
南古谷駅西地区	泉町の全部、大字大中居字西の一部、大字南田島字堤外の一部	約15.7
四都野台地区	四都野台の全部	約12.1
上戸新町地区	上戸新町の全部	約12.5
藤木地区	藤木町の一部	約12.0
笠幡東前原地区	大字笠幡字東前原の一部、大字的場字鉄砲場の一部	約2.5
大塚新田南大塚地区	大塚新町の一部	約17.0
川越駅西口地区	新宿町1丁目の一部、旭町1丁目の一部	約4.9
鴨田地区	大字鴨田の一部、芳野台3丁目の全部	約21.3
西部地域振興ふれあい拠点地区	新宿町1丁目の一部	約2.9
新河岸駅周辺地区	大字扇河岸、大字砂、大字砂新田の各一部	約72.5
東田町地区	東田町の一部	約5.4

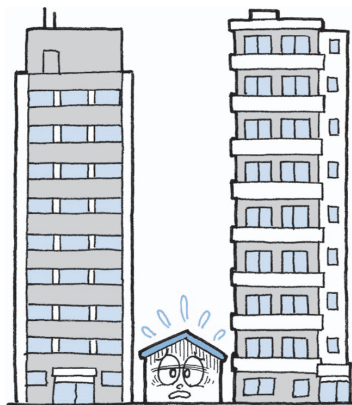
どんなルールがあるの？

ルールは、地区によって異なります。建物の用途を制限し、用途の混在を防いだり、ゆとりあるまちづくりのために、建ぺい率の最高限度を定めるなどさまざまです。

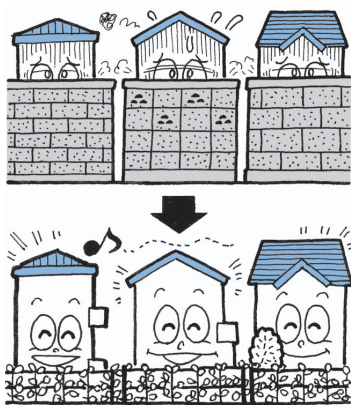
また、地区計画では建築基準法に定めのない、敷地面積の最低限度や壁面の位置、建築物の高さ、垣根または柵の構造などについても定められます。そのため、より地区の実情に合った住環境を形成するまちづくりを進めることができます。

● 具体例

①高さや用途の制限



②垣根や柵の構造の制限



工事着手30日前までに届け出が必要ですよ！

地区計画が定められている区域内で、建築物の新築・増築・改築や工作物の新築・増築・外構などの工事を行うときは、工事着手の30日前までに都市計画課(本庁舎5階)へ届け出が必要です。

地区のルールによっては、建築確認申請が不要な小規模な増築、柵の設置、物置・車庫の設置などでも届け出が必要な場合があります。事前にご確認ください。

***地区計画が定められている区域、ルールの内容などについて詳しくは、都市計画課、市ホームページで確認できます。**

新河岸駅周辺地区の地区整備計画が拡大されました

新河岸駅周辺地区整備事業における川越都市計画の変更に伴い、同地区の地区計画が変更され、制限がかかる区域が拡大されました。区域の詳細などは、市ホームページで確認できます。

問い合わせ：高階土地地区画整理事務所 244・5588

国保加入者は所得の申告を

国民健康保険課 224・5833

申告内容は、税額の計算や高額療養費の自己負担限度額、入院時の食事代などを決定する資料になります。

次に該当する国保加入者は、必ず市・県民税の申告をしてください。

- ①税法上の被扶養者
- ②前年中に所得がない方、遺族年金や障害年金等の非課税所得のみの方
- ③ひとり親家庭等医療費受給者

収納窓口と納税・納付相談の時間延長

市税・国保税Ⅱ 収納課 224・5691

後期高齢者医療保険料Ⅱ 医療助成課 224・5842

介護保険料Ⅱ 介護保険課 224・5817

● 次の日程で収納と納税・納付相談を午後7時まで時間延長します

受付日	受付窓口	市役所本庁舎
3日(月)	古谷出張所・南古谷出張所・高階出張所	市役所本庁舎
4日(火)	福原出張所・大東出張所・霞ヶ関北出張所	収納課⑥番窓口(2階) 医療助成課②番窓口(2階)
5日(水)	霞ヶ関出張所・名細出張所	医療助成課②番窓口(2階) 介護保険課⑤番窓口(3階)
6日(木)	霞ヶ関出張所・山田出張所	
7日(金)	芳野出張所	

● 取り扱い内容(午後5時15分～7時)

出張所	市税・国保税
市役所本庁舎	市税・国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料(65歳以上)
市税・国保税	市税・国保税

* 出張所での納税・納付相談は、午後5時15分以降に受け付けしません。

休日収納窓口の開設

日程	開設時間	取り扱い内容	受付窓口
2月9日(日)	午前8時30分 ～ 正午	市税・国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料(65歳以上)の収納と納税・納付相談	市役所本庁舎 収納課⑥番窓口(2階) 医療助成課②番窓口(2階) 介護保険課⑤番窓口(3階)

給与支払報告書の連続用紙の申し込み

市民税課 224・5640

来年1月に提出する「平成27年度給与支払報告書」を連続用紙で作成している市内の事業所に用紙を無料です。希望する事業所は、2月7日(金)までに、電話で市民税課へ申し込んでください。昨年度申し込んだ事業所には、申込書を送付していません。

バナー広告を募集

情報統計課 224・5561

平成26年4月から、市ホームページに掲載するバナー広告を募集します。平成24年度のトップページへの平均月間アクセス件数は約10万2000件。市民だけではなく、観光客への広告効果も期待できます。

掲載の決定は、広告内容を審査して行います。応募方法など詳しくは、市ホームページをご確認ください。応募期間終了後も、空きがある場合は随時受け付けます。

応募期間：3月7日(金)(必着)

掲載期間：4月～平成27年3月(1か月単位)

広告料：月3万円(長期掲載は割引有り)

食品衛生監視指導計画に対する意見募集

食品・環境衛生課

227・5103

Fax 224・2261

市では、平成26年度川越市食品衛生監視指導計画(案)を策定しました。より良い計画とするため、同計画に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：2月1日(土)～3月2日(日)

閲覧場所：保健所・保健医療推進課(本庁舎2階)・出張所・連絡所・公民館・図書館

意見の提出方法：任意の用紙に意見と、住所・氏名・電話番号を明記し、〒350-1104 小ケ谷817-1 保健所食品・環境衛生課(郵送・ファクス可)

*市ホームページでも閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の計画策定の参考にします。また、意見の内容と意見に対する市の考え方を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報、公表しません。

個人情報保護審議会委員を公募

総務課 ☎224・5550

個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、市などの求めに応じて審議をする同会委員を公募します。応募用紙は総務課(本庁舎4階)で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

受付期間：2月3日(月)～28日(金)(必着)

対象：次の要件をすべて満たす方
①4月1日現在、市内在住・在勤・在学の成人、②平日昼間に随時開催される会議に出席できる、③他の附属機関の委員になっていない

任期：4月1日(火)から2年間

定員：3人以内(選考)

申し込み：応募用紙に必要事項を明記し、小論文「個人情報の保護について」(任意の用紙・800字程度)を添えて、〒350・8601川越市役所総務課(郵送・市ホームページからも可)
*提出書類は返却しません。

ストマ装具等の更新申請

障害者福祉課 ☎224・5785

ストマ装具・紙おむつ等について、平成26年4～9月分の日常生活用具費の更新申請を受け付けます。

対象：すでに受給している方で、継続を希望される方

受付期間：2月3日(月)～28日(金)(必着)

提出方法：平成26年3月分までの支給決定通知書に同封された申請書に必要事項を明記し、〒350・8601川越市役所障害者福祉課(郵送可)

給食用物資の納入業者申請を受け付け

保育課 ☎224・5827

市立保育園、あけぼの・ひかり児童園、みよしの支援センターの平成26年度給食用物資納入業者申請を受け付けます。希望者は、各施設で給食用物資要綱などを確認し、必要事項を記入した申請書を物資納入を希望する施設に直接提出してください。

条件：市内に店舗または営業所があり、継続して2年以上営業している

業種：穀類、肉類、青果類、鮮魚類、菓子・パン類、牛乳類、豆腐とその加工品、調味料類

申込期間：2月3日(月)～7日(金)、午後1時～4時(郵送不可)

契約期間：前期(4月～9月)と後期(10月～来年3月)、それぞれ1業種につき1業者と契約

問い合わせ：あけぼの・ひかり児童園 ☎224・7766 ▼みよしの支援センター ☎225・2519

*市立保育園に関しては、保育課(本庁舎3階)にお尋ねください。

新町名「中台元町1丁目」「中台元町2丁目」が誕生します

土地・建物の所在地＝都市整備課 ☎224-5964 ▶住所＝市民課 ☎224-5744

町名地番整理の実施に伴い、下記のとおり「土地・建物の所在地」および「住所」を変更します。

変更日	旧大字名	新町名	郵便番号
3月3日(月)	新宿の一部・今福の一部・大仙波の一部・大仙波新田の一部 今福の一部・岸の一部・砂久保の一部	中台元町1丁目 中台元町2丁目	350-1138



「町名地番変更用の住民票」が必要な方

3月3日(月)以降に、身分証明書(免許証・健康保険証など)を持参し、市民課(本庁舎1階)・出張所・連絡所・本川越駅証明センターへ申請してください。発行手数料は無料です。

*「町名地番変更用の住民票」は、自動交付機では発行できません。

3月1日(土)・2日(日)

自動交付機を休止します

市民課

☎224-5744

町名地番整理の実施に伴い、3月1日(土)・2日(日)は、市役所本庁舎1階ロビー・南連絡所・高階市民センター・名細市民センター・大東南公民館・霞ヶ関北出張所に設置してある印鑑証明・住民票の自動交付機は利用できません。

都市景観重要建築物の指定

市では、重要な価値があると認められる建築物などを「都市景観重要建築物等」に指定しています。

11月に2件を新たに指定し、合計77件になりました。

二村家主屋および土蔵・塀

所在地…末広町1丁目1番地1

建築年…主屋＝明治後期▶土

蔵＝明治16年

主屋は、切妻造りの2階建てで、間口が5間という比較的大型の町家です。

土蔵も、桁行6間梁間2間半という大きなもの。六軒町から延びる入間川街道と仲町交差点から妙養寺へ向かう道の十字路に建ち、地域のランドマークとなっています。



二村家別棟主屋

所在地…末広町1丁目1番地2

建築年…明治時代末～大正時代

二村家主屋の南に建つ別棟の主屋は、切妻造りで間口は3間半ですが、大きな影盛や漆喰仕上げの箱棟、ひときわ高い棟が印象的な町家です。

さらに、2階の軒は出桁造りで、垂木や腕木などの木口には腐食防止の銅板が巻かれていてアクセントになっています。



これまでで開催したタウンミーティングの報告書は、市ホームページや出張所・図書館で確認できます。

市長と市民が直接対話し、市民の立場に立った公正・公平な市政運営に生かすことを目的としたタウンミーティングを開催しています。平成25年度は、テーマ別に5回開催し、それぞれの立場から意見や提案をいただきました。

広聴課 ☎224・5011

タウンミーティングの報告

開催日	テーマ	対象者
5月 7日	女性目線のまちづくり・まちの活性化	川越おかみさん会
7月 18日	若者の力を生かしたまちの活性化	川越商工会議所 青年部
8月 5日	子ども目線のまちづくり	子ども大学かわごえ 学生
10月 24日	新成人が考える川越の将来像	新成人
11月 14日	市制100周年を見据えたまちづくり	公募

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 土壌改良材「肥え土」の配布について** 資源循環推進課 ☎239-5053
1月分の配布は、好評につき終了しました。なお、今後は、配布時の状況により抽選等を行う場合があります。詳しくは、同課までお尋ねください。
- 川越市防災会議を開催** 防災危機管理課 ☎224-5554
川越市地域防災計画の修正について。2月6日(休)、午後2時～。市立美術館。傍聴は5人(抽選)。当日、午後1時～1時40分に会場で受け付け。
- 川越駅西口市有地の利活用に関する市民懇話会を開催** 川越駅西口まちづくり推進室 ☎245-6011
今後の検討の参考とするため、市民懇話会を開催します。当日直接会場。2月10日(月)、午前10時～11時30分。7A会議室(本庁舎7階)。先着120人。
- 耐震改修住宅の所得税控除** 建築指導課 ☎224-5974
昭和56年5月31日以前に建築された自ら居住している既存住宅を、平成25年中に耐震改修工事を行った場合、所得税額の特別控除が受けられます(要確定申告)。申告時に必要な証明書は、建築指導課(本庁舎5階)で無料交付します。
- 労使トラブル解決は労働委員会にご相談ください** 雇用支援課 ☎227-5776
同委員会は、公正な立場で労働者・労働組合と会社とのトラブル解決の手伝いを無料で行う県の機関です。ご利用ください。詳しくは、同委員会 ☎048-830-6465にお尋ねください。

公民館の貸出時間、 使用料等が変更になります

中央公民館 ☎222-1394

公民館および霞ヶ関北小学校特別教室の貸出時間および使用料が、4月1日(火)から変更になります。また、「川越市コミュニティセンター」が廃止となり福原公民館の部屋として引き継がれます。なお、施設予約の方法に変更はありません。変更後の使用料など詳しくは、各公民館にお尋ねください。

貸出時間

変更前	午前	午後	夜間
	午前9時～正午	午後1時～5時	午後5時30分～9時30分

変更後	午前	午後1	午後2	夜間
	午前9時～正午	午後1時～3時30分	午後4時～6時30分	午後7時～9時30分

食品用「器具」「容器包装」製造の 届け出制度が始まります

食品・環境衛生課 ☎227-5103

市内における、食器やまな板など食品用の「器具」および缶・ペットボトルなど食品用の「容器包装」の製造施設を把握するために、4月1日(火)から届け出制度が始まります。

平成26年4月1日現在、市内において器具、容器包装を製造している方は、6月30日(月)までに、保健所に届け出してください。また、4月1日以降、市内において、器具、容器包装の製造を開始する方は、事前に保健所に届け出が必要です。詳しくは、お尋ねください。
*届け出の際には、施設の図面を持参してください。

主な対象

■器具・機械

- ①食品を食べるときに使用する器具
例…茶わん、はし、皿、弁当箱など
- ②食品を調理するときに使用する器具
例…包丁、まな板、鍋、ボウルなど
- ③その他、食品や添加物の製造機械、冷蔵庫、陳列ケース、運搬具など

■食品または添加物の容器包装等

- 例…びん、缶、袋、ペットボトル、箱、包装紙など

小江戸いんぷお

*会場⇨問い合わせと同一・対象⇨どなたでも・定員⇨なし・経費⇨無料の場合は記載を省略しています。

公民館

中央公民館の催し

☎222-1394
☎226-2006

〒350-0054 三久保町18-3 中央公民館。

●おひな様飾りを作ってみよう

日時：2月22日(土)、午前9時30分～11時45分 対象：小学生(保護者参加可) 定員：30人(抽選) 経費：100円 申

●古地図から知る川越

日時：3月7日(金)・14日(金)、午前10時～正午 対象：市内在住の成人 定員：20人(抽選) 経費：100円 申し込み：往復ハガキに催し名・住所・氏名・電話番号を明記し、2月21日(金)

●障がい者青年学級ボランティア体験講座

日時：3月14日(金)、午後6時～7時 23日は学級への参加体験あり。内容により一部費用負担あり。 申し込み：往復ハガキに催し名・住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、2月28日(金)必

●環境学習講座

日時：2月26日(水)・3月7日(金)・13日(木)、午後1時～4時 会場：同館ほか 対象：市内在住・在勤の成人 定員：先着20人 経費：600円 申し込み：2月10日(月)、午後1時30分

●「万華鏡を作ろう」

日時：2月15日(土)、午前9時30分～11時30分 対象：小中学生 定員：25人(抽選) 経費：200円 申し込み：往復ハガキに催し名・住所・氏名・ふりがな・学年・電話番号を明記し、2月5日(水)(必着)までに〒350-1162 南大塚一丁目14-12 大東公民館

おもしろ実験室

「万華鏡を作ろう」

大東公民館 ☎243-0022